

## 議案第 92 号

### 伊賀市個人情報保護条例の一部改正について

伊賀市個人情報保護条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 27 年 8 月 31 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

### 記

#### 伊賀市個人情報保護条例の一部を改正する条例

伊賀市個人情報保護条例(平成 16 年伊賀市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

目次中「個人情報の開示」を「保有個人情報の開示」に改める。

第 2 条第 1 号中「(事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。)」を削り、同条に次の 4 号を加える。

- (6) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、第 4 号に規定する行政情報に記録されているものに限る。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (8) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項の規定により記録された特定個人情報をいう。
- (9) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、第 4 号に規定する行政情報に記録されているものに限る。

第 8 条の見出しを「(保有個人情報の利用及び提供の制限)」に改め、同条第 1 項中「個人情報を」を「保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を

に改め、同条第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、特定個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関の内部で利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(情報提供等記録の利用の制限)

第8条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

(保有特定個人情報の提供の制限)

第8条の4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

第9条第1項中「実施機関が保有する個人情報」を「保有個人情報」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第10条中「個人情報を」を「保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を」に、「当該個人情報」を「当該保有個人情報」に改める。

「第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止等の請求」を「第2節 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等の請求」に改める。

第14条の見出し中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第1項中「個人情報」を「保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下(第32条及び第40条を除く。)同じ。)」に改める。

第15条、第16条(見出しを含む。)、第17条、第18条(見出しを含む。)、第19条、第21条から第26条まで、第27条の見出し及び同条第1項、第28条第1項第2号並びに第29条(見出しを含む。)中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第30条第1項から第3項までの規定中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第

4 項中「個人情報」を「保有個人情報（情報提供等記録を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

5 実施機関は、第1項の決定により当該実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、訂正の内容を通知しなければならない。

第32条の見出し中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第1項中「個人情報」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」に改め、同条第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の利用停止等請求）

第32条の2 何人も、第24条第1項又は第25条第3項の規定により開示を受けた自己に関する保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第8条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用停止又は消去
- (2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による利用停止等請求について準用する。

第33条第1項第2号、第34条（見出しを含む。）、第35条、第37条第1項及び第39条第2号中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第40条第1項各号列記以外の部分中「個人情報」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「個人

情報」を「保有個人情報」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第8条第1項の改正規定、第8条の次に3条を加える改正規定（第8条の2（同条第1項中「情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。」の部分を除く。）及び第8条の4の部分を除く。）、第32条の改正規定及び第32条の次に1条を加える改正規定（同条第1項中「情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。」の部分を除く。） 平成28年1月1日
- (2) 第2条に4号を加える改正規定（第8号に係る部分に限る。）、第8条の次に3条を加える改正規定（第8条の2第1項中「情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。」の部分及び第8条の3の部分に限る。）、第30条第4項の改正規定、第30条の次に1項を加える改正規定及び第32条の次に1条を加える改正規定（同条第1項中「情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。」の部分に限る。） 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日